

# 特許戦略計画(仮称)についての基本的考え方

平成15年3月18日

# 知的財産戦略大綱からの指摘(関係部分抜粋)

## 2. 知的財産の保護の強化

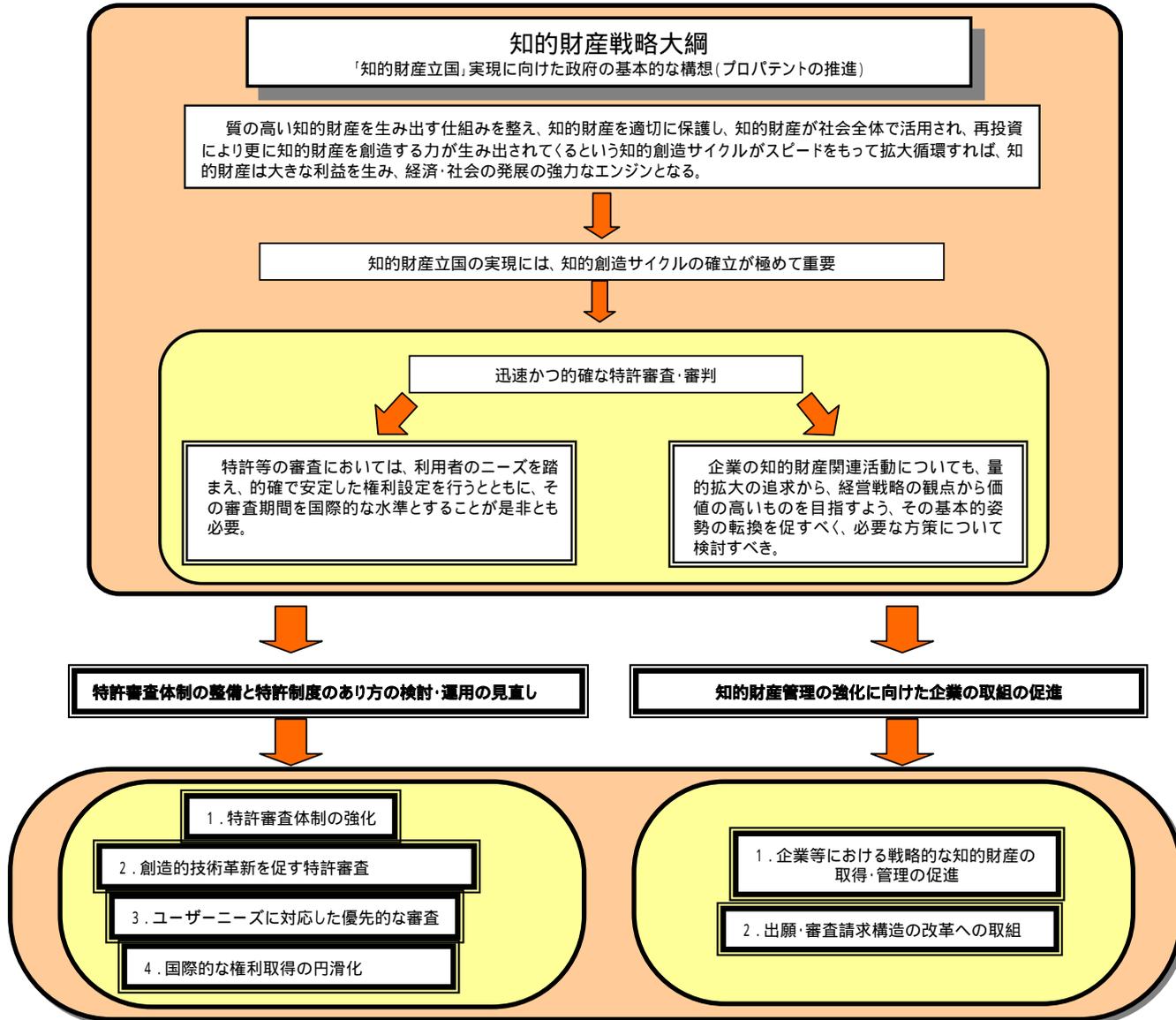
### (1) 特許審査・審判の迅速化等

#### 特許審査の迅速化等

- ) 2002年度中に、審査請求期間の短縮に伴う審査請求件数の急増が予想される2005年度までの計画を策定する。2002年度以降、その実施等を通じて、審査の質を維持しつつ審査期間の長期化を防ぎ、短縮化に向けた取組を推進する。その際、より一層の効率化を図りつつ、必要な審査官の確保、先行技術調査の外部発注や専門性を備えた審査補助職員の積極的な活用等による審査体制の整備、加えて、企業啓発等による我が国の出願・審査請求構造の改革等の総合的な施策を講ずる。
- ) 2006年度以降、世界最高レベルの迅速・的確な審査が行われることを目指し、更なる効率化を図りつつ、審査体制の整備に努める。
- ) 2002年度中に早期審査に関する制度改正の周知徹底を図りつつ、ベンチャー、中小企業、大学、さらに外国関連出願、実施関連出願についての早期審査請求の増大に対処する体制を整備する。
- ) 特許等の出願手続や各種手続書類等の閲覧について、電子政府を推進する施策の一環として、2004年度末までに、インターネットでも可能とする。

(以上 経済産業省)

# 迅速・的確な特許審査に向けた基本的視点



## 我が国の特許審査制度の全体像(1)

特許審査業務は多様。我が国審査官は年間約42.5万件のファイルに対し審査及び報告書の作成を行っている。一次審査(審査着手)件数は現状その半分程度。

### < 特許審査業務の内容 >

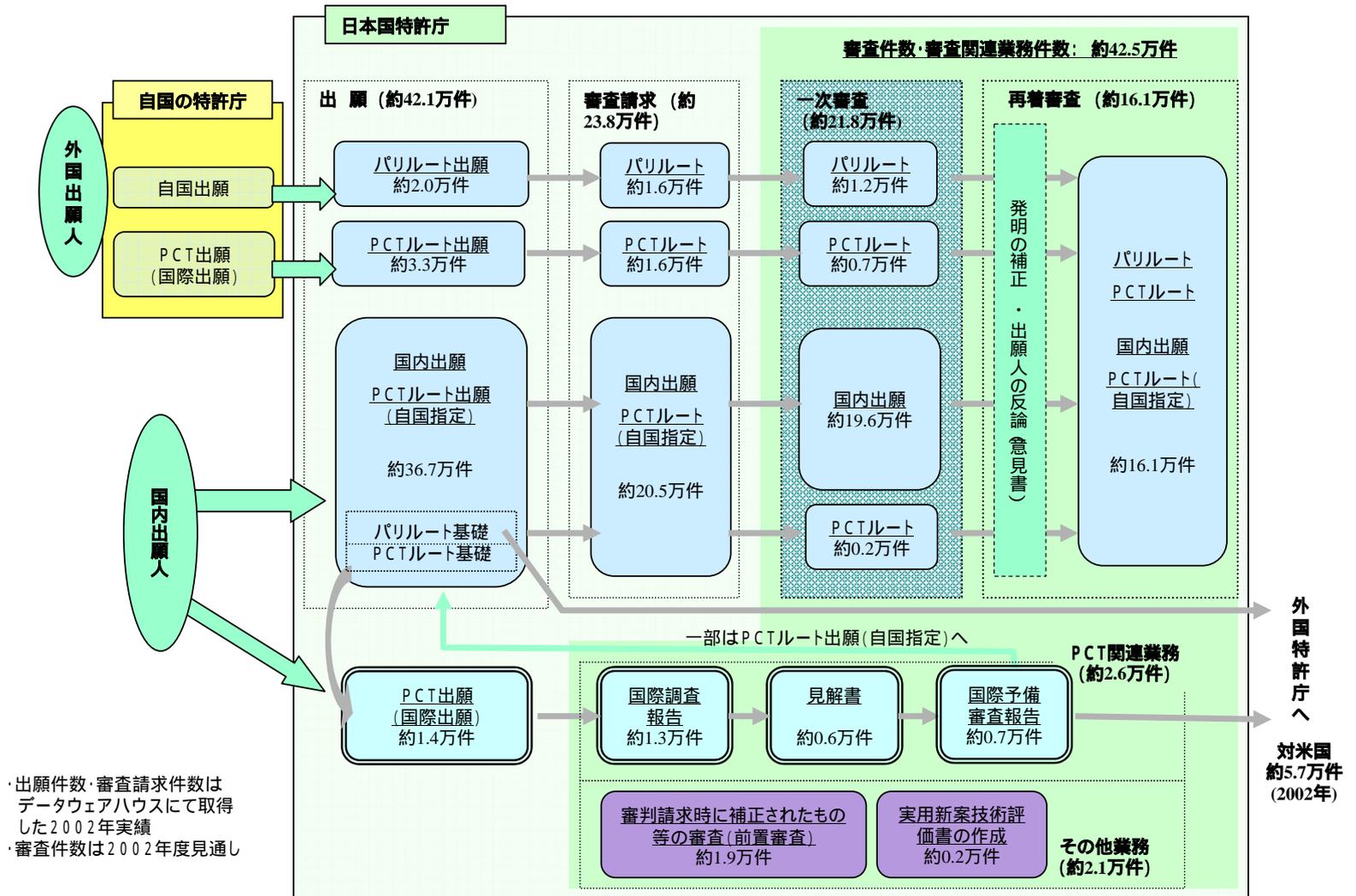
通常出願に対する一次審査(約21.7万件、うち外国人出願約1.9万件)

意見・補正に対する二次審査(約16.1万件)

PCT出願に係る国際調査報告書等の作成(約2.6万件)

その他業務(前置審査、実用新案技術評価書作成)(約2.1万件)

# 我が国の特許審査制度の全体像(2)



## 迅速かつ的確な特許審査に向けて(1)

真に「迅速かつ的確な特許審査」を実現すべく、以下の視点に立ち検討を進めることが必要。

### (a) 迅速性：

国内出願の一次審査のみならず、国際出願への対応等多様な審査業務の増大が見込まれるなかで、審査業務の内容に応じながら、必要な審査体制の整備を行うとともに、出願・審査請求構造改革や国際的な審査結果の相互利用の促進等の総合的施策の推進により、全体としての迅速性を追求する必要がある。

特に、審査長期化の懸念が主要先進国において共通の課題となる中、我が国としての国際的な審査責任を果たすとともに、我が国からの国際出願に対する海外での特許取得を早期に確保しうよう、我が国審査結果の早期発信に努めるべき。

併せて、ユーザーにおける権利取得時期に対する多様な要請に応え得るよう、早期審査制度や関連出願連携審査の活用を促す必要がある。

## 迅速かつ的確な特許審査に向けて(2)

(b)的確性:

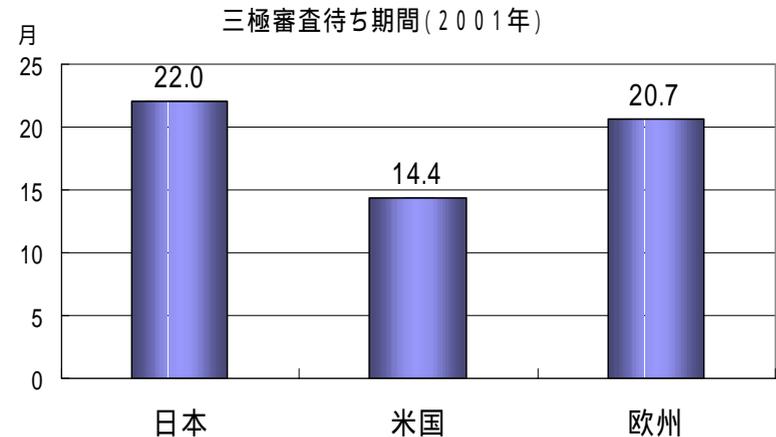
プロパテント時代を迎えた今日、より安定的な権利を付与し、併せて、特許取得の予見性を高めるべく、出願人に信頼される的確な審査が求められる。

また、我が国の創造的技術革新を支える先端技術分野等においては、時機を逸しない先行的な審査基準の提示等により、的確な審査を確保していくことが必要である。

さらに、審査制度や運用面における国際的な調和や国際的な審査協力の推進を通じて、円滑な国際的権利取得を促すような的確な審査を目指す必要がある。

## 迅速化に向けた総合的施策の推進

日・米・欧の三極は共に審査待ち期間の増大という問題を抱えているところ。  
こうした問題に対し、我が国は、審査官増員に加え、これまでも審査周辺業務のアウトソーシング、ペーパーレス計画の推進等の効率的な手段で対応してきており、今後とも出願・審査請求構造改革の推進、審査体制の整備等のあらゆる手段を含めた総合的施策の推進が必要。



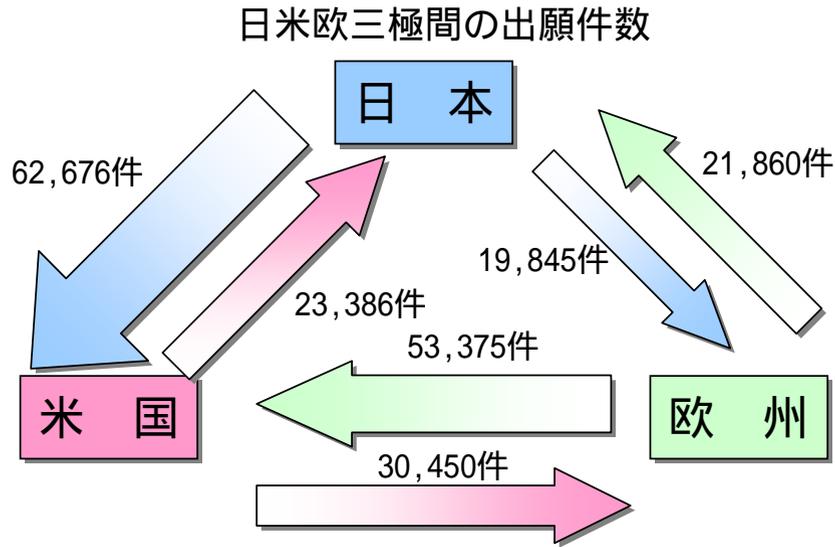
注1: 米国のデータは2001年度のもの。

注2: なお、日米欧審査官は、通常出願の審査や国際予備審査に加え、国際調査報告書の作成等他の業務も行っていることから現実には上記件数より多くの処理を行うこととなる。

出典: 三極統計(2001年)

## 国際協力の推進と我が国審査結果の早期発信

先進諸国を中心に審査待ち案件の増加が共通の課題として挙げられる中、我が国ユーザーにとっては、国際競争力確保に向けた海外での円滑な特許取得の必要性が増大。今後、PCT等外国向け出願に対する我が国審査結果の早期発信が求められている。



<sup>1</sup> 特許出願件数は、欧州特許庁年報(2001年)、米国特許商標庁年報(2001年度)、日本国特許庁出願等統計表(2002年版;2001年)に基づいて求めた。詳細には以下のようにして値を求めた。  
日本から米国への特許出願件数は、米国特許商標庁年報、米国から日本への出願件数は、日本国特許庁出願等統計表(2002年版)に基づいて求めた。また、欧州から日本、米国への出願件数は、2001年のEPC加盟国20か国(アイルランド、イギリス、イタリア、オーストリア、オランダ、サイプラス、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、デンマーク、ドイツ、トルコ、フィンランド、フランス、ベルギー、ポルトガル、モナコ、リヒテンシュタイン、ルクセンブルグ)から各国への出願データを集計した。なお、日本、米国から欧州への出願件数は欧州特許庁年報に基づいて、欧州特許庁に対する出願件数のみを求めている。

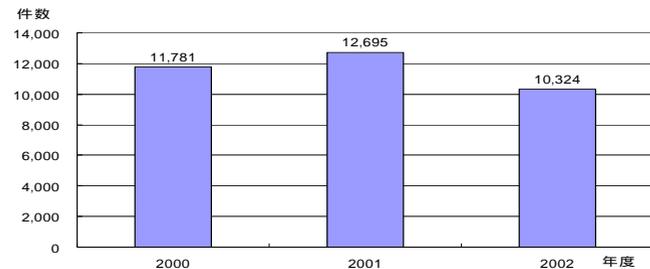
# 迅速性に係る多様な要請に応える審査

ユーザーにおいて権利取得を求める時期は多様。引き続き、早期審査や関連出願連携審査など、ユーザーの多様な要請に適時に応えうる制度の普及に努める必要がある。

### 早期審査の利用動向

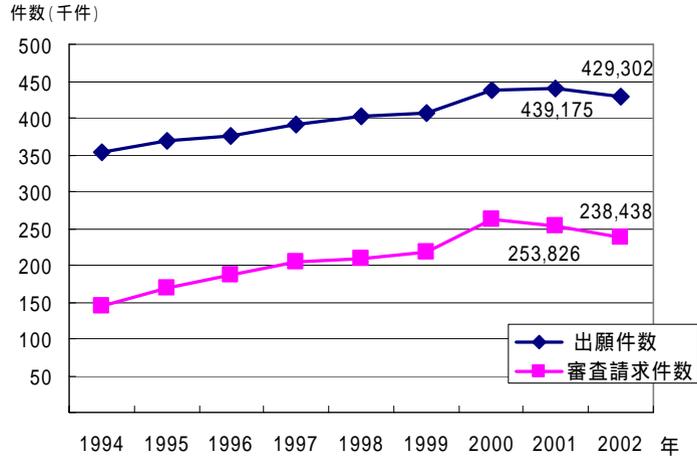


### 関連出願連携審査の利用動向



# 特許出願・審査請求の現状

## 特許出願件数・審査請求件数の推移



出典：～2001年 特許行政年次報告書  
2002年は暫定数字

## 平成14年の月別出願件数(先行技術文献開示制度が9月から施行)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	H14年1月～12月
件数	28,429	33,501	46,013	34,430	34,615	33,880	35,660	35,135	35,342	33,972	33,179	36,604	420,760
前年比	( 0.8)	( 2.1)	( 7.5)	(2.7)	( 1.5)	( 9.7)	(0.9)	( 0.1)	( 17.8)	( 1.1)	( 5.3)	( 2.3)	( 4.2)

## 審査請求の推移

特許		請求年(出願から)									出願年別 審査請求 件数合計
出願年	出願件数	出願年	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目		
1995年	369,215	25,193 6.8%	7,134 1.9%	14,300 3.9%	17,534 4.7%	21,290 5.8%	26,512 7.2%	39,144 10.6%	48,015 13.0%	199,122 53.9%	
2001年 10～12月	106,893	7,549 7.1%	5,420 5.1%							12,969 12.1%	

2001年10月以降の出願は審査請求期間3年

上段: 審査請求件数 下段: 審査請求率

出典: 特許行政年次報告書(～2001年請求)、2002年請求は暫定数字

# 特許出願・審査請求の見通し

(特許出願等についての企業アンケート調査について)

知的財産活動調査(平成14年10月実施)によると、国内出願については、特許の出願件数は2001年～2004年までの間、増加傾向となる回答が得られたものの、実際には、2002年の出願及び請求件数は共に減少した。

## 知的財産活動調査

### 1. 調査対象

2000年に下記の出願実績がある日本の法人、個人、公的機関。

(1)特許出願3件以上、実用新案登録出願2件以上、意匠出願4件以上、商標出願3件以上のいずれかに該当する者は全数調査(16,136件)

(2)上記以外で2000年の出願実績がある者は1/100の抽出調査(516件)

### 2. 実施機関

平成14年10月1日～10月31日

### 3. 送付・回収状況

送達件数 16,093件

回収件数 6,616件(回収率41.1%)

## 4. 集計結果

### 国内特許出願件数

	2001年	2002年	2003年	2004年
調査結果	38.7万件	39.1万件	40.9万件	42.3万件
実績	38.7万件	37.1万件	-	-

### 国内特許審査請求件数

	2001年	2002年	2003年	2004年
調査結果	22.4万件	22.9万件	25.6万件	27.4万件
実績	22.4万件	20.4万件	-	-

外国人による日本人への出願は含まない  
国内出願は日本人によるPCTルートの出願を含む

## 内国出願人による特許出願見通し(1)

今後の出願見通しとして、大学等からの出願の増加等の増加要因と、全体として量から質への構造転換による減少要因との両者が考えられ、その影響の割合によって増減両方の可能性が考えられる。当面は内国出願人による特許出願件数は現状維持、将来的には一層の質重視の傾向を示すと見ることが適当か。

### (増加要因)

#### (1) 大学発の出願の増加

大学・TLOの出願件数は、全体の0.3%と低いシェアではあるが、年率40%の高率で今日急増傾向。今後、大学等の創造戦略の活発化を背景として、高い水準で出願が増加するものとの見通しが適当ではないか。また、大学との共同研究や大学からの研究成果の移転の進展に伴い、大学関連の中小・ベンチャー企業等の出願も増加するものとの見通しが適当ではないか。

#### (2) 重点技術分野を中心とした外国関連出願の増加

我が国国際競争力に寄与する重点技術分野を中心に、海外への出願を前提とした国内出願(外国関連出願)が増加すると見通すことが適当ではないか。

## 内国出願人による特許出願見通し(2)

### (減少要因 1)

#### (1) 研究者数及び生産年齢人口の減少予想

出願件数は研究者数に定常的に比例して推移。こうした中、1999年を境に我が国の研究関係従事者は減少に転じたところ(総務省統計、参考1)。また、生産年齢人口も今後20年程度で14%減少するとの予想がある(参考2:国立社会保障・人口問題研究所統計)。こうした推移から、長期的に見れば特許出願件数は減少傾向を示すものとの見通しが適当ではないか。

#### (2) 量から質への構造改革

研究者一人当たりの出願件数は欧米諸国に比べ我が国は突出(日0.59件、米0.13件、英0.2件、独0.29件(参考3))。我が国の活発な出願活動の表れと見る一方、知的財産戦略大綱が求める量から質への出願構造改革が進むことを前提とすれば、我が国の出願構造の強みを活かしつつ、欧米型の出願構造に変化するものとの見通しが適当ではないか。

#### (3) アジア型から欧米型へ

知的財産戦略大綱でも指摘されるように、我が国ユーザーの出願や特許取得の動向は、中・韓と同様に、内国重視の傾向が強い(参考4、参考5)。今後、グローバルな競争が激化する中で、海外への出願を行う国内出願の比率やPCT出願が増加するなど、欧米型の出願構造に変化するものとの見通しが適当ではないか。

## 内国出願人による特許出願見通し(3)

### (減少要因 2)

#### (4) 審査の的確化により特許取得の見込みの少ない出願の減少

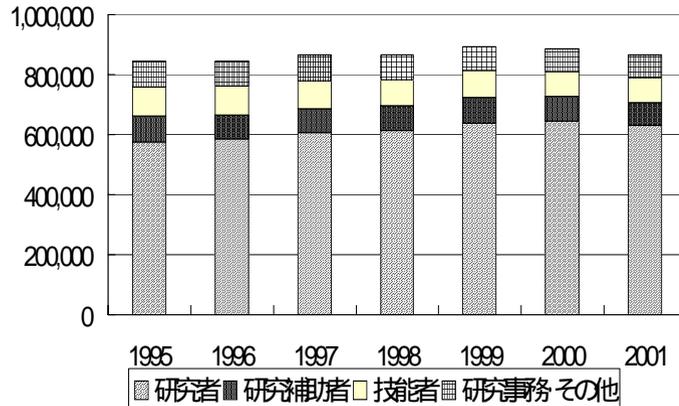
適時の審査基準の作成、的確かつ統一した審査の実施により、特許取得の予見性が高まり、特許取得の見込みの少ない出願は減少するものとの見通しが適当ではないか。

#### (5) 先行技術文献開示制度による影響

過去の調査によれば、先行技術文献を開示した案件と非開示の案件を比較した場合、最終的に特許になる率は、先行技術文献を開示した案件ほど高い。これは、出願に際し、出願人が改めて具体的な文献を認知し、これを開示することにより、特許取得の蓋然性について、自ら見直しを行うことをその理由とするものと考えられる。昨年9月施行の先行技術文献開示制度の導入により、文献開示率が9割にまで高まる中、今後、特許取得の見込みの少ない出願は減少するものとの見通しが適当ではないか。

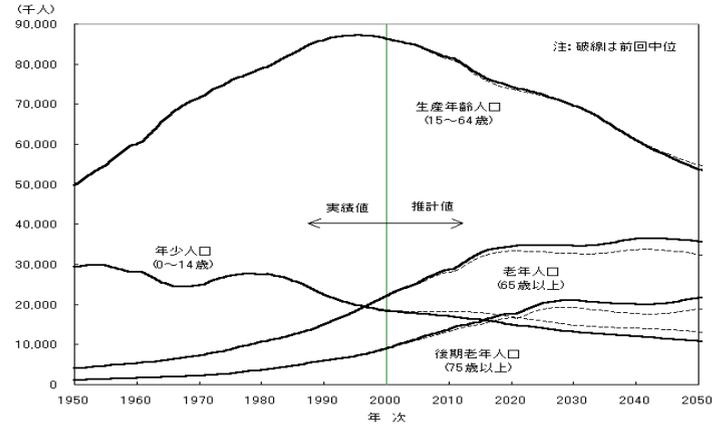
# 参考

(参考1) 研究関係従事者数の推移



\* 出典: 科学技術白書  
\* 自然科学分野の人数

(参考2) 年齢3区分人口の推計: 中位推計



出典: 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」

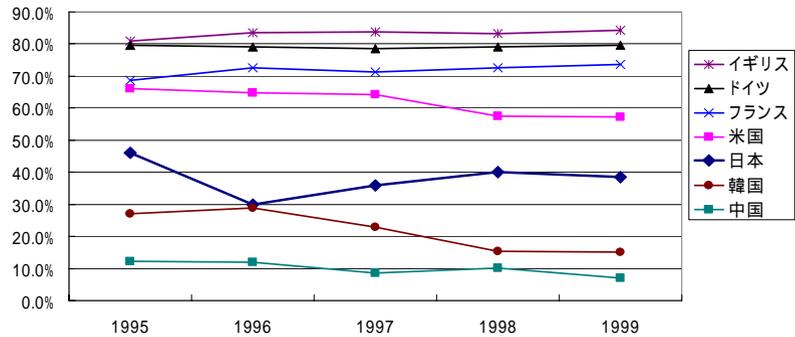
(参考3) 研究者一人当たりの出願件数

各国研究者一人あたりの特許出願件数 (1998年)

	研究者数 (97年)	特許出願件数 (98年)	割合
日本	606,784	359,381	0.59
米国	1,114,000	141,342	0.13
ドイツ	235,793	67,790	0.29
フランス	154,742	20,298	0.13
イギリス	146,546	28,889	0.20

割合については、当該年の出願件数を前年の研究者数で割って算出  
研究者数(日本は自然科学分野の人数)は、科学技術白書のデータ  
特許出願件数は特許行政年次報告書のデータ

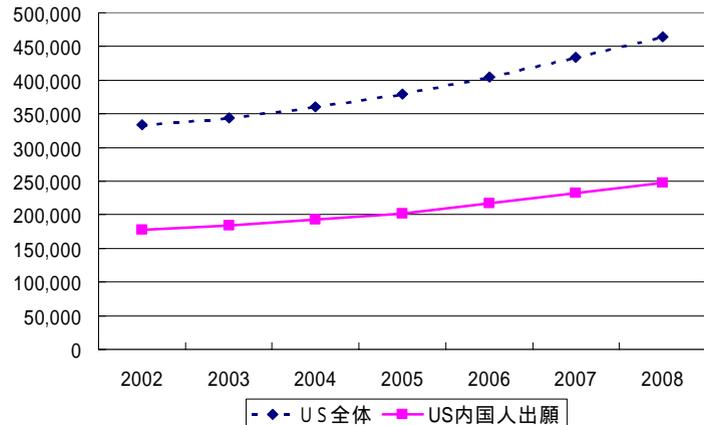
(参考4) 各国民の外国特許取得割合(対全体)



各国民の外国での特許取得件数を、当該年の内国及び外国での特許取得件数の和で除した値の推移

WIPO統計(1999年版)に基づいて作成

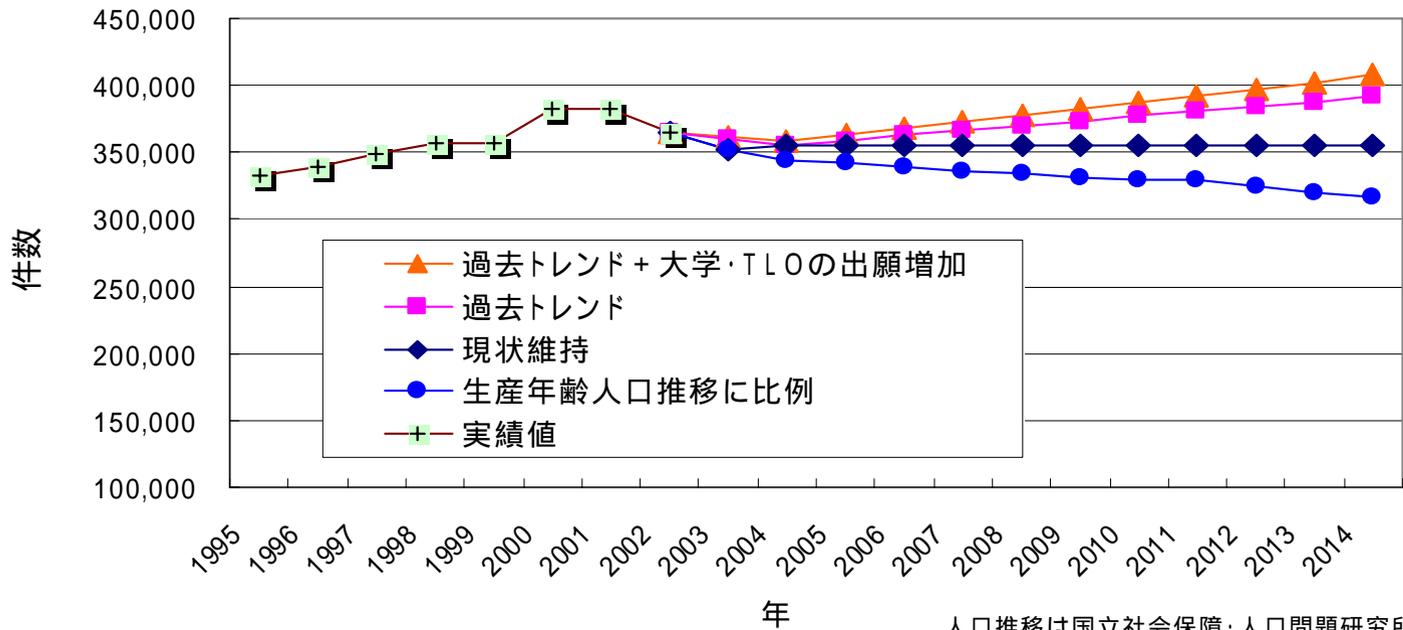
(参考5) 米国の出願予測



USPTOから入手したデータに基づく

# 内国出願人による特許出願見通し(試算例)

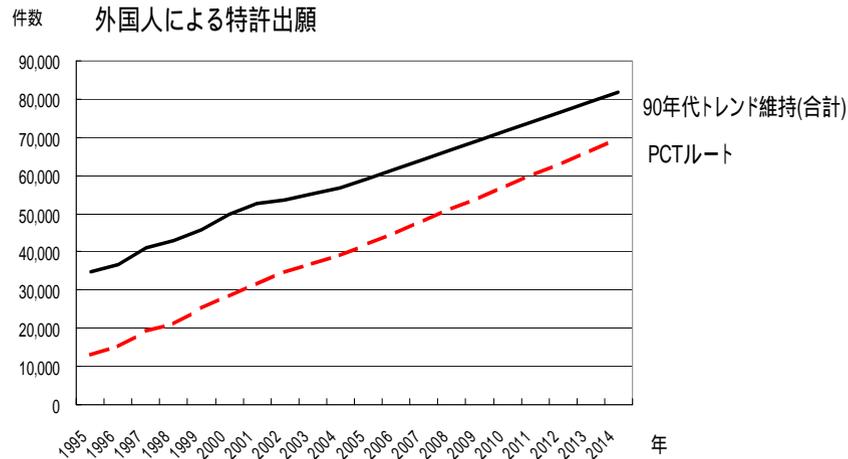
## 出願件数の試算例(国内通常出願)



人口推移は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」による

# 外国人による特許出願の見通し

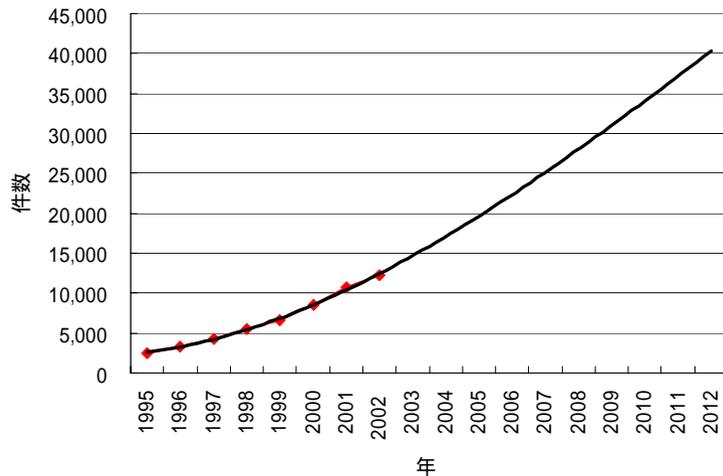
我が国への外国人による特許出願は堅調な伸びを示しているところ。今後も、現状と同程度の伸びを維持するものと見通すことが適当ではないか。



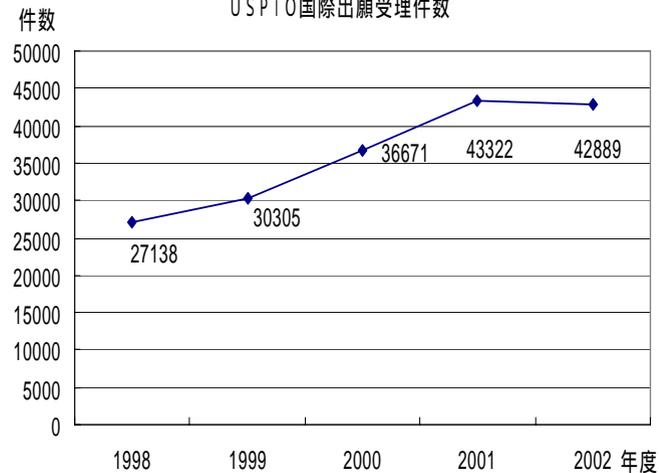
# 国際特許出願の見通し

今日のグローバル化を背景として、戦略的な企業を中心として我が国出願人によるPCT出願は指数関数的に急増(参考)。大企業のみならず大学・ベンチャー等の利用も含め、先端技術を中心に今後も同様の伸びを示すものと見通すことが適当ではないか。

国際特許出願の推移予測(日本人)



USPTO国際出願受理件数

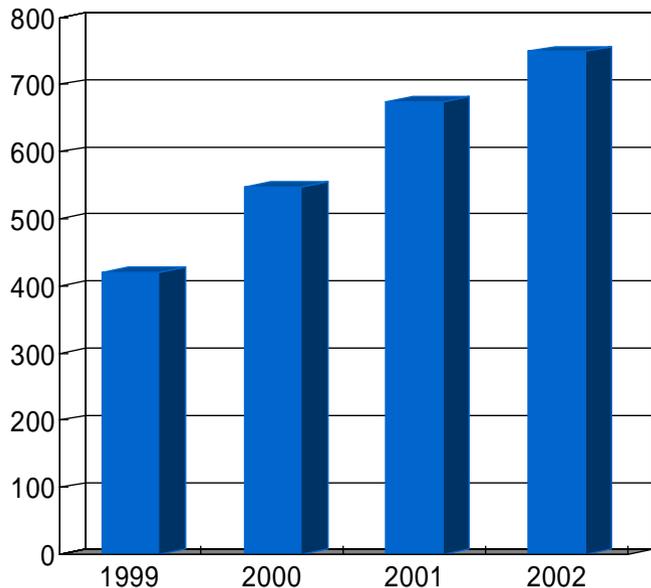


(2002USPTO年報)

参考

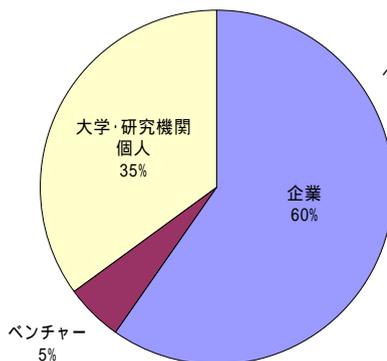
(参考1) 重点分野におけるPCT制度利用の急増

(例) 生命工学審査室担当分野における我が国のPCT出願件数の推移



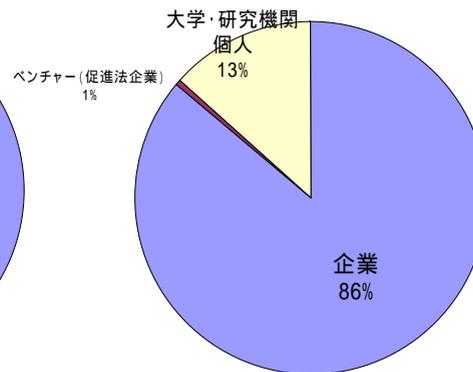
(参考2) 先端分野における大学・ベンチャー等のPCT利用の現状

(例) 生命工学関連分野のPCT出願人構成



2001年1月16日以降に受理した1284件の内訳

(例) 生命工学関連出願の国内出願人構成



2002年12月時点の未着案件数3210件の内訳

## 特許審査請求の見通し(1)

今後の審査請求件数を見通す上で、2001年施行の審査請求期間短縮施策による影響や今次国会に提出された料金体系の見直しをはじめとした審査請求構造改革による影響等を踏まえ検討する必要があるのではないかと。

### (1) 審査請求期間短縮による影響

精査する期間が短縮し、最終的に審査請求される出願の率は上昇。

3年請求案件についての最終審査請求率は、内国人出願の場合、最終的には60%程度(ヒヤリング調査による。なお、1994年に行われた出願の最終審査請求率は約54%)まで上昇し、外国人出願やPCT国内移管出願については、それぞれ現状より5%程度上昇するとの見通しは適切か。

新旧請求期間の重複による相当規模の制度的な請求急増が発生。

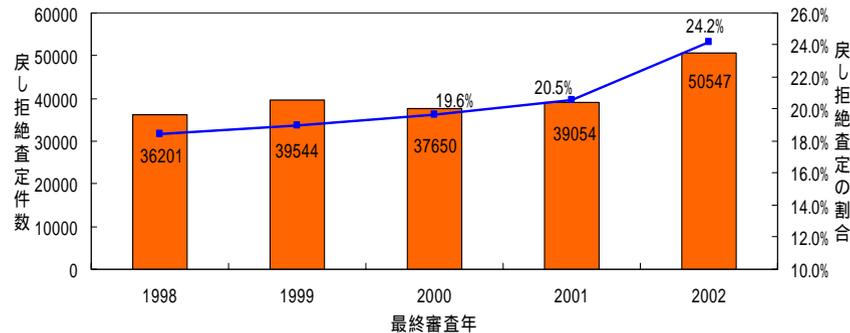
3年請求案件と7年請求案件の併存する2008年までの間、最終審査請求率が一定の水準で推移すれば、審査請求件数が一時的には極端に増加するとの推計もあり得るが、出願人においては、こうした審査請求件数の急増に伴う負担を軽減するため、特許取得の要否の判断が比較的容易である7年請求案件について、審査請求を精査するとの考え方もあり得る。7年請求案件の最終審査請求率は、1994年出願の約54%から、1995年出願については53%まで低下しているが、これが1996年以降の出願については、50%までさらに低下するとの見通しは適切か(なお、その際、3年請求案件の最終審査請求率は58%程度で推移すると仮定)。

## 特許審査請求の見通し(2)

### (2) 審査請求構造改革による影響

今次国会に提出された料金体系の見直しや今後の戦略的知財管理の充実により、量的拡大から技術革新に繋がる最先端技術や真に企業活動を支える大切な技術への審査請求にシフト。具体的には、料金体系の見直しによる企業の合理的判断に加え、知的財産戦略大綱が求める「企業啓発等」による審査請求構造改革により、現状の「戻し拒絶査定」件数の相当程度（約2/3～3/4程度）が、審査請求時に精査されるものとの見通しは適切か。なお、諸外国からの審査請求件数は引き続き堅調な伸びを示すものとの見通しは適切か。

一次審査に対する戻し拒絶査定



■ 一次審査に対する戻し拒絶査定件数 ▲ 最終審査のうち一次審査に対する戻し拒絶査定の割合

## 特許審査請求の見通し(3)

### (3) 審査の的確化により特許取得の見込みの少ない審査請求の減少

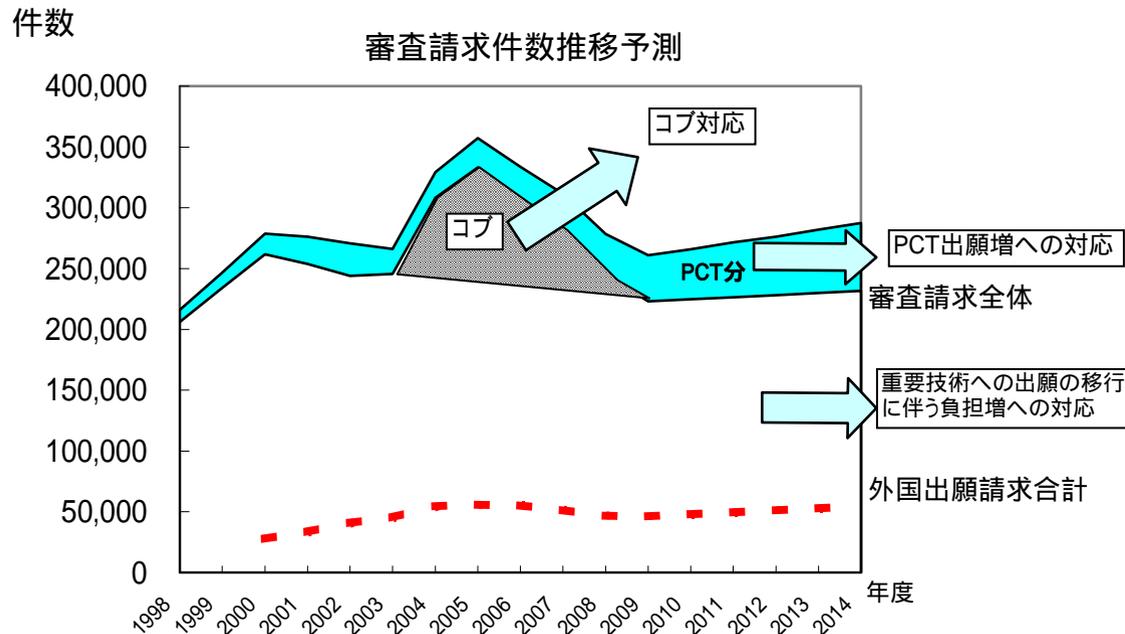
適時の審査基準の作成、的確かつ統一した審査の実施により、特許取得の予見性が高まり、特許取得の見込みの少ない審査請求は減少するものとの見通しが適當ではないか。

### (4) 審査請求料返還による出願取り下げ

審査請求料返還制度により、一定割合(審査待ち案件総数のうち5～10%程度)の審査請求済みの案件については、審査請求後に権利取得意思の再確認等により、取り下げがなされるものと見通すことが適當ではないか。

# 要特許審査案件の試算

(1)～(4)までの前提の下に今後の審査請求件数を試算した場合、下図のような推移を示すこととなる。この場合、2000年の26万件をピークに微減で推移している審査請求件数が、2005年には33万件まで再度増加することとなるが、こうした見通しの実現可能性についてどのように考えるか。



## 審査処理能力の向上(1)

審査業務が構造変化する中、審査待ち期間の長期化を防止するためには、特許制度小委員会中間取りまとめに基づく総合的な対策(今国会提出中の特許法等の一部を改正する法律案を含む。)を実施するとともに、審査処理能力の一層の向上を図る必要がある。

### (1) 体制整備

審査官増員：平成15年度対応と同様、審査官増員に向けて最大限の努力

検索外注拡充：審査官増員にあわせ、検索外注を拡充

審査調査員の活用拡大：審査官OB等の活用拡大

## 審査処理能力の向上(2)

### (2) 効率化施策

#### PCT等外国関連出願の効率化

- ・外国出願の明細書の適正化(記載不備率の改善)
- ・国際調査報告作成と、優先基礎出願 / 国内移管出願の重複業務の軽減(同時着手)
- ・審査協力の推進と国際予備審査制度のあり方に向けた国際交渉

#### 補正及び分割出願に対する効率化

- ・補正及び分割箇所のみ示すと適法な補正の釈明のルール化
- ・出願人・代理人とのコミュニケーション向上

#### 審査着手の効率化

- ・関連出願連携審査の拡大
- ・審査請求料返還制度の活用促進

## 今後の特許審査の見通し

以下の諸点を踏まえ、今後、特許審査業務の見通しを策定。

1. 出願・審査請求構造改革と出願・審査請求レベルの変化
2. 審査体制整備と効率化施策
3. 審査請求料返還制度の利用
4. 更なる追加的施策

## 的確な特許審査の維持(1)

### (1) 安定的な権利付与

プロパテント時代を迎えた今日、排他的独占権である特許権が後に無効になったり、権利範囲が変更になった場合の権利者及び第三者の事業活動に与える影響は甚大。安定的な権利付与に向けた的確な審査が必要。とりわけ、出願・審査請求構造改革が進むことにより、企業活動等において特に重要な出願が増加すると予想される中、一層的確な審査が求められる。

審査基準の統一的運用

重要案件・注目案件に対する協議・合議の実施

産業界コンタクトの実施

審査官の研修充実

審査・審判連携強化

## 的確な特許審査の維持(2)

### (2) 創造的技術革新を促す特許審査

創造奨励を目的の一つとする特許制度にあって、創造的技術革新を支える先端技術分野に対する一層的確な審査が必要。判断基準の明確化と透明性を確保するため、先端技術分野に対する適切なタイミングでの審査基準の策定が必要。

新技術に対する審査基準・審査事例集の作成

補正制限等の審査基準の見直し

面接審査・巡回審査による出願人との意思疎通の充実

## 的確な特許審査の維持(3)

### (3) 国際的権利取得の円滑化

企業活動のグローバル化が進む中、我が国企業の諸外国での事業活動を支援するため、我が国発の出願が国際的に円滑に権利取得できるよう、制度や基準の調和、国際間の審査協力の推進に努めるとともに、国際的に信頼される的確な審査が必要。

国際的な制度・基準の調和：条約交渉、単一性要件、記載要件の見直し

国際的な審査協力の実現：日米・日欧審査協力プロジェクトの実施

## 更なる追加的施策の検討

現在実施予定の総合的施策に加え、さらなる迅速かつ的確な審査の実現に向け、今後、追加的施策の是非について検討していくことが必要。

### 1. 先行技術調査環境の整備

- (1) 先行技術調査外注機関の新規参入の促進
- (2) 民間先行技術調査機関の育成

### 2. 権利取得に向けた多様な要請への対応

- (1) PCT出願の国際調査報告の作成時に関係国内出願の審査を同時に行える制度の構築
- (2) 実用新案制度の見直し

### 3. 人材育成

- (1) 特許知的財産関連人材の育成強化

等

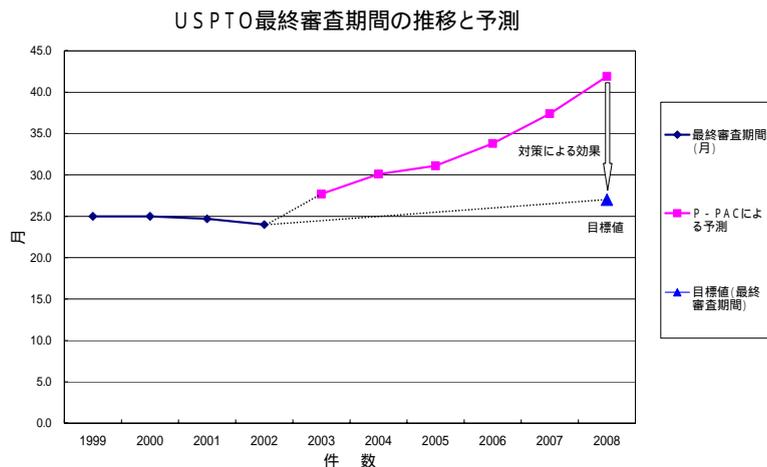
# USPTOの特許審査迅速・的確化対策

## 1. 主な対策(本年2月公表の21世紀戦略プランより)

- ・審査官増員
- ・分類・サーチ機能の外注(新規)
- ・特許出願処理の電子化(新規)
- ・出願放棄及び信頼される他庁作成の調査報告に対するサーチ料の一部返還(新規、改正法審議中)
- ・上記プラン等を実現するため料金改定による歳入増と、複雑出願を抑制するため請求項及び頁に対する従量部分を拡大(新規、改正法審議中)

## 2. 目標

上記対策を講じることにより、 高品質の審査を実現しつつ、 2008年度の審査待ち期間を14.7月、最終審査期間を27月とする。



(参考) 2002年度の審査待ち期間は16.7月、最終審査期間は24.0月。今後のUSPTOの予算が2002年と同程度と仮定した場合の2008年度最終審査期間は41.9月と予測されている。

\* USPTO年報(2002年)、P-PAC年報(2002年)、21世紀戦略プランに基づいて作成

## EPOの特許審査迅速・的確化対策

### 1. 主な対策

- ・PCT関係業務の合理化
- ・審査官のBEST化を推進(サーチと審査の一体化)
- ・審査官増員